

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針

令和2年2月21日作成
令和2年2月28日改定
令和2年3月10日改定
令和2年3月16日改定
令和2年3月23日改定
令和2年4月 8日改定
令和2年4月17日改定
令和2年4月23日改定
令和2年5月 1日改定
令和2年5月 5日改定

国の専門家会議の提言等を受け、5月4日に国の緊急事態宣言が延長されたことから、第9回本部員会議により、基本方針を次のとおり改定します。

本市において4月25日から5月6日まで協力をお願いした市内の飲食店などに対する休業要請については、5月6日をもって終了いたします。

ただし、静岡県においては、国の緊急事態宣言の延長を受け、5月7日から5月17日まで期間を延長し、スナックやカラオケボックスなどの遊興施設等について休業要請を継続しますので、引き続きご協力をお願いいたします。

市民及び事業者の皆様には、国の専門家会議から提言を受けた感染拡大を長期的に防ぐための「新しい生活様式」を取り入れていただきますようご協力をお願いします。

1 市民への呼びかけについて

感染拡大を長期的に防ぐため、「新しい生活様式」を取り入れていただくよう次のことを呼びかける。

- (1) 全ての市民の皆さんには、一人ひとりの基本的感染対策として、感染防止の3つの基本となる「①人との間隔をできるだけ2m（最低1m）空ける」、「②マスクの着用」、「③手洗い」の徹底を呼びかける。
- (2) 移動に関する感染対策として、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるように呼びかける。
- (3) 日常生活における基本的な生活様式として、「3つの密」①密閉（換気の悪い密閉空間）、②密集（人が密集している）、③密接（近距離での会話や発声が行われる）を徹底的に避けるとともに、手洗いや咳エチケット、人と人の距離の確保などの基本的な感染防止策の徹底を呼びかける。

- (4) 県外から本市に帰省や訪問された方は、既に感染している可能性が否定できないことから、周囲との接触機会を減らすよう呼びかけるとともに、県外からの帰省や訪問はできるだけ避けていただくよう呼びかける。
- (5) 自治会や自治会連合会の会議等については、「3つの密」を避け、感染防止策を講じて開催することができることとする。

2 イベント等の開催について

- (1) クラスターが発生するおそれがあるイベント等や「3つの密」のある集まりについては、開催の自粛の要請等を行うものとする。特に、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期するよう主催者に要請する。
- (2) 比較的少人数のイベント等については、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で、開催等、適切な対応を可能とする。

3 感染予防対策の実施について

新型コロナウイルス感染症を予防するため、次のとおり、適切な感染予防対策を講じ、「3つの密」を避けることとする。

ア 風邪症状等体調の悪い人は、外出等を控えるようにする。

イ 咳エチケットや手洗い等を実施する。

ウ 換気を十分に行う。

エ 多くの人々が密集することのないようにする。

オ 多くの人々の手が触れる場所等は、消毒を定期的に行う。

(ドアノブ、手すり、テーブル、いす、スイッチ、トイレの流水レバー等)

4 市内の企業・事業所への呼びかけについて

- (1) 市内の企業・事業所へは、厚生労働省や県が発信する情報等を適切に提供する。
- (2) 3の感染予防対策の実施に加えて、引き続き、風邪症状等体調の悪い人への休暇取得の勧奨、職場に出勤しなければならない従業員を減らす方法（テレワークや時差出勤等）など、働き方の新しいスタイルの推進を要請する。
- (3) 市内の飲食店などに対する休業要請については、5月の大型連休が終わることから終了する。ただし、特に、「3つの密」を徹底的に避けることとし、室内の換気や人と人との距離を適切にとるなどの基本的な感染対策を行うことを強く働きかける。
ただし、静岡県においては、5月7日から5月17日まで期間を延長し、スナックやカラオケボックスなどの遊興施設等について休業要請を継続しますので、該当施設へ情報を適切に提供する。
- (4) 関係団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき取り組んでいただくよう強く呼びかける。

5 市内小学校、中学校、保育所、幼稚園等の対応について

(1) 小中学校について

- ア 5月31日（日）まで、市内全小中学校の臨時休業を延長する。ただし、児童生徒の感染リスクが低減するなど、状況の改善が確認できた場合には、休業期間を短縮する場合もある。
- イ 保護者が仕事等のため、児童が自宅等で過ごすことができないなど、やむを得ないと認められる場合は、小学校において放課後児童クラブまでの時間、自習体制ができるようにする。
- ウ 児童生徒の健康観察、生活の様子の確認、家庭学習充実に関する指導、学校再開への準備のため、各校で感染予防に十分配慮した上で、段階的に登校日等を設定するなどして対応する。
- エ 中学校の部活動は、休業中は中止とする。

(2) 放課後児童クラブについて

- ア 5月31日（日）まで、市内全クラブの臨時休業を延長する。ただし、児童の感染リスクが低減するなど、状況の改善が確認できた場合には、休業期間を短縮する場合もある。
- イ 保護者が仕事等のため、児童が自宅等で過ごすことができないなど、やむを得ないと認められる場合は、午後2時から午後6時15分まで受入れを行う。

(3) 保育所及び認定こども園（保育部）について

- ア 5月31日（日）まで、市内全公立園の臨時休業を延長する。ただし、園児の感染リスクが低減するなど、状況の改善が確認できた場合には、休業期間を短縮する場合もある。
- イ 保護者が仕事等のため、園児が自宅等で過ごすことができないなど、やむを得ないと認められる場合は、午前7時15分から午後7時まで受入れを行う。
- ウ 民間の保育園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(4) 幼稚園及び認定こども園（幼児部）について

- ア 5月31日（日）まで、市内全公立園の臨時休業を延長する。ただし、園児の感染リスクが低減するなど、状況の改善が確認できた場合には、休業期間を短縮する場合もある。
- イ 保護者が仕事等のため、園児が自宅等で過ごすことができないなど、やむを得ないと認められる場合は、午前8時30分から午後2時まで受入れを行う。
- ウ 預かり保育についても、園児が自宅等で過ごすことができないなど、やむを得ないと認められる場合は、通常の預かり保育（午後2時から午後5時まで）及び朝夕の延長預かり保育（午前7時30分から午前8時30分までと午後5時から午後6時まで）の受入れを行う。
- エ 民間の幼稚園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(5) 給食の対応について

- ア 5月31日（日）まで、給食の中止期間を延長する。ただし、小中学校等の休業期間にあわせ、休止期間を短縮する場合もある。
- イ やむを得ず、小学校の自習に参加する場合は、弁当を持参する。
- ウ やむを得ず、保育所、幼稚園及び認定こども園へ登園する場合は、弁当、おやつを持参する。

(6) 子育て支援センター、笠原児童館について

5月31日（日）まで、臨時休業を延長する。ただし、感染リスクが低減するなど、状況の改善が確認できた場合には、休業期間を短縮する場合もある。

(7) 育ちの森について

- ア 子ども早期療育センター（はぐくみ）と教育支援センター（ひまわり）は、5月31日（日）まで、臨時休業を延長する。ただし、利用者の感染リスクが低減するなど、状況の改善が確認できた場合には、休業期間を短縮する場合もある。
- イ 子ども早期療育支援センター（はぐくみ）については、継続的な療育が必要と認められる場合は受入れを行う。
- ウ 教育支援センター（ひまわり）の登校日については、小中学校の登校日に準ずる。
- エ 子ども支援室（ぬっく）は、電話・メールによる相談を行う。緊急性の高い相談については、感染予防に十分配慮した上で、来所相談を行う。

(8) 図書館、月見の里学遊館、メロープラザ、郷土資料館、近藤記念館及び歴史文化館等について

- ア 図書館、郷土資料館、近藤記念館、歴史文化館は、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で、5月7日（木）から開館する。
- イ 月見の里学遊館、メロープラザは、5月31日（日）まで、臨時休館を延長する。ただし、感染リスクが低減するなど、状況の改善が確認できた場合には、休館期間を短縮する場合もある。
- ウ 澤野医院記念館は、4月18日（土）から当分の間、臨時休館とする。

6 市内公共施設の利用について

(1) コミュニティセンターについて

- コミュニティセンターは、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で、5月7日（木）から開館する。
- ただし、袋井南コミュニティセンター袋井中央ホールについては、5月31日（日）まで、臨時休館を延長する。

(2) 老人福祉センター（笠原老人福祉センター・白雲荘）について

- 老人福祉センターは、5月31日（日）まで、臨時休館を延長する。ただし、感染リスクが低減するなど、状況の改善が確認できた場合には、休館期間を短縮する場合もある。

(3) 市内体育施設等について

さわやかアリーナ、風見の丘等の屋内体育施設は、5月31日（日）まで、臨時休館を延長する。ただし、感染リスクが低減するなど、状況の改善が確認できた場合には、休館期間を短縮する場合もある。

なお、屋外体育施設は、「3つの密」を避けるなど、利用者が感染防止策を講じた上で、利用するものとする。

(4) 市内公園の利用について

公園の利用については、空いた場所及び時間を選ぶなど利用者が感染防止策を講じた上で、利用するものとする。

7 この基本方針は、令和2年5月31日までのものとする。

なお、今後の発生状況や国、県の動向により、その都度、改定する。